

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（700MHz帯ITS通信に係る無線局免許人の範囲の追加等）

背景・経緯

- 我が国では、700MHz帯の電波を使用した「車と車」や「車と道路」の通信により、ドライバーの安全・快適な運転を支援するITS通信システムが導入され、すでに一般車や救急車等への搭載が進展。
- 同システムとして道路上に設置される無線局については、導入当初は警察庁による設置・運用を前提としていたため、現行の電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）では当該無線局の免許人は警察庁のみを規定。
- 近年、自動運転の実現に向けた対応が急務となる中、警察庁を含む関係省庁における検討状況※1や民間事業者等のニーズ・提言※2等を踏まえ、また、電波の有効利用の観点からも、多様の主体による700MHz帯ITS通信の有効活用を推進することが必要な状況。

※1 警察庁の「協調型自動運転システムへの情報提供等の在り方に関する検討報告書」（令和5年3月）において、現在及び将来における自動運転の状況を見据えた信号情報の提供方法等に関する今後の在り方（～2030年頃）について、「信号情報提供が有効な場面が限定される上、交通安全施設等の老朽化等の現況も踏まえると、警察が施設を大規模に整備することは現実的でない。現在、主に警察がITS 無線路側機を整備することを前提に制度設計されているが、今後は民間事業者によるITS 用電波（760MHz帯）の利用拡大について検討する。」との提言。

国交省・警察庁・総務省による共同設置・開催の「自動運転インフラ検討会 第3回会合」（令和7年7月）において、警察庁から「ITS用電波（760MHz帯）による信号情報の提供促進を図るため、民間事業者による利用の拡大について、総務省とともに引き続き検討する。」との説明。

※2 特定非営利活動法人ITS Japanの政策提言において、「現状、ITS ConnectのITS路側機は都道府県警に設置・運用いただいておりますが、ITS路側機の設置拡大が進んでいない状況です。～（中略）～ 自動運転や安全運転支援など多様なニーズにこたえるため、設置・運用・維持管理能力や条件を満たす民間の他の公的組織がITS路側機の設置・運用が可能となる制度の早期整備が必要であると考えます。」との提言。

改正案のポイント

- 700MHz帯ITS通信に係る無線局の免許人の範囲を、「国、地方公共団体及び事業者等」とする。
- 免許の審査要件として、同一の周波数帯を使用する他の無線局に混信の影響を与えないように必要な措置を講ずることを追加する。